



平成 17 年 11 月 22 日

各 位

会社名 株式会社 省電舎  
代表者名 代表取締役社長 中村 健治  
(コード番号：1711 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役 嘉納 毅  
(TEL：03-3423-0004)

## ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 11 月 22 日開催の取締役会において、商法 280 条ノ 20 及び同第 280 条ノ 21 の規定に基づき、以下の要領により、当社および関連グループ会社の役員、従業員、顧問及び外部協力者に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 17 年 12 月 20 日開催予定の当社第 20 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社及び関連グループ会社の役員、従業員、顧問及び当社の業務遂行を支援する外部協力者に対し、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保し、省電舎グループ全体の企業価値向上に資するため、以下の 2. に記載の発行要領に基づく新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び関連グループ会社の役員、従業員、顧問及び当社の業務遂行を支援する外部協力者

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 200 株を上限とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行なう場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により、調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

##### (3) 新株予約権の発行総数

200 個を上限とする（新株予約権 1 個につき普通株式 1 株）

ただし、前号に定める株式数の調整を行った場合は、株式数について同様の調整を行う。

##### (4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

##### (5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株あたりの払込金額は、新株予約権発行日の前日から遡って 20 日間（取引が成立しない日は除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げ）以上の金額で、当該終値平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）以下の金額とし、取締役会の定めるところによる。ただし新株予約権発行日の終値を下回らないこととする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または移転（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 19 年 12 月 20 日から平成 29 年 12 月 19 日までの範囲内で取締役会が定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または関連グループ会社の役員、従業員の地位を保有していることもしくは、顧問または当社の業務遂行を支援する外部協力者であることを要す。ただし任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人のうち 1 名に限り権利を承継することができる。ただし再継承はできない。

その他権利行使の条件については、本総会及および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却できる。

新株予約権の割当てを受けた者が権利行使をする前に、当社または関連グループ会社の役員、従業員の地位喪失もしくは顧問または当社の業務遂行を支援する外部協力者ではなくなっている場合、当社は当該新株予約権を無償で消却できる。

新株予約権の割当てを受けた者が、「新株予約権割当契約」に定める新株予約権の権利行使期間内に権利行使しなかった場合、当社は当該新株予約権を無償で消却できる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注)上記の内容につきましては、平成 17 年 12 月 20 日開催予定の当社第 20 回定時株主総会において、「当社取締役及び従業員に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件と致します。

以上